

故安倍晋三国葬儀に関する経緯

7月8日(金)

・奈良県奈良市において、安倍元総理が選挙演説中に銃撃され逝去

【別紙1】安倍元総理の逝去についての岸田総理記者会見(令和4年7月8日)(抄)(107頁)

7月10日(日)

・参議院議員選挙投開票日

7月14日(木)

・閣議決定により国葬儀を行う考え方につき、内閣法制局に確認の上、内閣官房・内閣府において整理

【別紙2】国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて(令和4年7月14日内閣官房・内閣府)(109頁)

【別紙3】安倍元総理大臣の葬儀の形式について(令和4年7月14日内閣官房・内閣府)(113頁)

・岸田総理が記者会見において、安倍元総理の国葬儀を行うことを表明

【別紙4】岸田総理記者会見(令和4年7月14日)(抄)(114頁)

7月22日(金)

・国葬儀実施を閣議決定、葬儀委員長などを置く

【別紙5】故安倍晋三の葬儀の執行について(令和4年7月22日閣議決定)(115頁)

【別紙6】故安倍晋三の葬儀の執行について(令和4年7月22日閣議内閣総理大臣発言要旨)(116頁)

・葬儀委員長決定により、葬儀実行幹事会を設置

【別紙7】故安倍晋三国葬儀における葬儀実行幹事会の設置について(令和4年7月22日葬儀委員長決定)(117頁)

【別紙8】故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会名簿(118頁)

・内閣府に故安倍晋三国葬儀事務局を設置

【別紙9】故安倍晋三国葬儀事務局の設置に関する訓令(令和4年7月22日内閣府訓令第23号)(119頁)

【別紙10】故安倍晋三国葬儀事務局内部組織規則(令和4年7月22日大臣官房長決定)(120頁)

- ・岸田総理が講演において、安倍元総理の国葬儀を行う理由を説明
【別紙 11】日本経済団体連合会夏季フォーラムにおける岸田総理講演(令和4年7月22日)
(抄)(121頁)

7月28日(木)

- ・第1回葬儀実行幹事会の開催
【別紙 12】第1回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 資料(122頁)
【別紙 13】第1回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 議事概要(125頁)

8月3日(水)～5日(金)

- ・第209回国会(臨時会)

8月10日(水)

- ・第2次岸田改造内閣発足

8月24日(水)

- ・国葬儀参列者推薦基準を決定
【別紙 14】故安倍晋三国葬儀参列者推薦基準について(令和4年8月24日)(127頁)

8月26日(金)

- ・予備費の使用を閣議決定
【別紙 15】故安倍晋三国葬儀における予備費(内閣府故安倍晋三国葬儀事務局)(129頁)

8月31日(水)

- ・岸田総理が記者会見において、国会の場で国葬儀について質疑に応じる機会を設けるよう、与党幹事長などに調整を依頼したことなどを説明
【別紙 16】岸田総理記者会見(令和4年8月31日)(抄)(130頁)
- ・各府省における弔意表明の葬儀委員長決定
【別紙 17】故安倍晋三国葬儀の当日における弔意表明について(令和4年8月31日葬儀委員長決定)(131頁)
【別紙 18】故安倍晋三国葬儀における弔意表明について(メモ)(令和4年9月内閣府故安倍晋三国葬儀事務局)(132頁)
- ・第2回葬儀実行幹事会の開催
【別紙 19】第2回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 資料(133頁)
【別紙 20】第2回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 議事概要(135頁)

9月6日(火)

・警備・接遇・儀じょうに要する経費見込みを公表

【別紙 21】故安倍晋三国葬儀に要する経費の見込みについて(令和4年9月6日故安倍晋三国葬儀事務局・警察庁・外務省・防衛省)(137頁)

・「葬儀の流れ」を葬儀委員長決定

【別紙 22】故安倍晋三国葬儀の流れについて(令和4年9月6日葬儀委員長決定)(139頁)

・葬儀委員長から防衛大臣に対し自衛隊の協力を依頼

【別紙 23】故安倍晋三国葬儀に対する自衛隊の協力について(依頼)(令和4年9月6日付府総第407号)(141頁)

9月8日(木)

・衆議院議院運営委員会 閉会中審査

【別紙 24】第209回国会 衆議院議院運営委員会議事録第3号(142頁)

・参議院議院運営委員会 閉会中審査

【別紙 25】第209回国会 参議院議院運営委員会議事録第1号(152頁)

9月13日(火)

・立憲民主党より、「国葬に関する質問書」を受領

【別紙 26】国葬に関する質問書(令和4年9月13日立憲民主党)(162頁)

9月14日(水)

・立憲民主党に対し、「国葬に関する質問書に対する回答」を提出

【別紙 27】国葬に関する質問書に対する回答(令和4年9月14日故安倍晋三国葬儀事務局)(164頁)

9月21日(水)

・第3回葬儀実行幹事会の開催

【別紙 28】第3回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 資料(169頁)

【別紙 29】第3回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 議事概要(171頁)

9月27日(火)

- ・故安倍晋三国葬儀の実施
- ・森首席幹事が国葬儀を終えた所感を公表

【別紙30】故安倍晋三国葬儀次第(173頁)

【別紙31】故安倍晋三国葬儀当日の動き(175頁)

【別紙32】国葬儀を終えて(所感)(令和4年9月27日故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 首席幹事 森昌文)(178頁)

9月29日(木)

- ・岸田総理が国葬儀を終えた所感等について記者会見

【別紙33】故安倍晋三国葬儀を終えての所感等についての岸田総理記者会見(令和4年9月29日)(抄)(179頁)

10月14日(金)

- ・国葬儀に要した経費について(速報値)を公表

【別紙34】故安倍晋三国葬儀に要した経費について(速報値)(令和4年10月14日故安倍晋三国葬儀事務局・警察庁・外務省・防衛省))(181頁)

- ・衆議院予算委員会理事会、参議院予算委員会理事懇談会において説明

12月22日(木)

- ・国葬儀に要した経費について(概数値)を公表

【別紙35】故安倍晋三国葬儀に要した経費について(概数値)(令和4年12月22日故安倍晋三国葬儀事務局・警察庁・外務省・防衛省))(183頁)

【別紙 1】

安倍元総理の逝去についての岸田総理記者会見 (令和4年7月8日) (抄)

(安倍元総理の逝去の受け止め及び今後の政府の対応について)

先ほど、奈良県立医科大学附属病院から公表されましたとおり、本日午後5時3分、安倍晋三(しんぞう)元総理がお亡くなりになりました。どうか一命を取り留めていただきたいと祈っておりましたが、祈りもむなしくこうした報に接することになってしまったこと、誠に残念であり言葉もありません。心より御冥福をお祈りしたいと思います。民主主義の根幹たる選挙が行われている中、安倍元総理の命を奪った卑劣な蛮行が行われた。断じて許せるものではなく、最も強い言葉で、改めて非難を申し上げます。安倍元総理は、憲政史上最長となる8年8か月にわたり内閣総理大臣の重責を担われ、卓越したリーダーシップ、そして実行力によって、厳しい内外情勢に直面する我が国を導かれました。我が国が長年苦しんできたデフレからの脱却を目指した「3本の矢」からなる経済政策、さらには国際情勢大変厳しい中であって、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組、さらには平和安全法制の整備など、我が国の、そして世界の平和と安定のために努力され、その礎を築かれた、このように認識しております。そして、安倍元総理は私にとりましても当選同期であり、国会議員になってからも同僚議員として、また安倍内閣を支える一閣僚として多くの時間を共にした良き友人でもありました。この国を愛し、常に時代の一步先を見通し、この国の未来を切り拓(ひら)くために大きな実績を様々な分野で残された偉大な政治家をこうした形で失ってしまったこと、重ね重ね残念でなりません。安倍元総理の残された様々な御功績に敬意を表し、心から哀悼の意を表する次第であります。

そして今後の対応であります。明日は参議院選の最終日を迎えます。民主主義の根幹たる自由で公正な選挙は、絶対に守り抜かなければならないと思っています。決して暴力に屈しないという断固たる決意の下、明日は予定どおり選挙活動を進めることといたします。選挙戦の最後の瞬間まで、そのことを自分の声で直接国民の皆さんに訴え続けたいと思っています。なお、活動に当たりまして、安全確保につきましては、十二分に配慮し対応してまいります。今回の事態を受け、先ほど閣僚を集め、政府として、今回の事態を受けた認識と

対応の確認・共有を行いました。その際に私の方から2点、1つは自由で公正な選挙が安全に行われることを徹底するということ、そしてもう1点、決して行政の停滞を招くことがないように粛々と対応し、司司（つかさつかさ）で対応に万全を期すこと、以上、この2点を指示したところであります。

（政府としての追悼の仕方について）

まだ今、お亡くなりになったという報に接して、御質問のような先のことまで、考える余裕がないというのが現実であります。当然のことながら、こうした大きな功績を残した元総理でありますので、政府としても、そして党としましても、それ相当の敬意を表して、しっかりと対応を考えていくべきであると考えております。

（今回の事件を受けた選挙に向けての国民へのメッセージについて）

民主主義の根幹である自由で公正な選挙、これは私たちは絶対に守り抜かなければならないと思っています。決して暴力に屈するなどということはあってはならない、こう信じております。そのために、私も最後までこの選挙戦に全力で臨んでいきたいと思っております。是非、国民の皆さんも、私たちのこの国の民主主義を守るためにどうあるべきなのか、これをしっかりと考えていただき、共にこの民主主義を守るために努力していただければとお願い申し上げます。

（岸田政権にとって安倍元総理がどのような存在であったかについて）

安部晋三元総理、日本国の元総理として大きな功績を残された。そして、そうした大きな功績の流れの先に今の政権もあるのだと思っています。よって、内政においても、外交においても、今後を考える際に、様々な貴重なアドバイスを頂いた。それが安倍元総理でいらっしやいました。私も様々な貴重なアドバイスを頂き、ある時は励ましていただき、ある時はいろいろな御意見を承るなど、大変力強いお力添えを頂いてきたと振り返っています。大変温かい貴重なお力添えを頂いてきたことを改めて感謝申し上げます。こうした安倍元総理の思い、これをしっかりと私も受け止め、引き継がせていただきながら、日本について、引き続きしっかりと責任を果たしていきたいと思っています。それが安倍元総理の思いにも沿う道であると信じております。

【別紙 2】

国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて

令和 4 年 7 月 14 日
内閣官房・内閣府

1 国葬令に基づく葬儀（戦前）

(1) 一般に国葬とは、国が国家の儀式として、国費で行う葬儀のことをいうこととされている（小学館 日本大百科全書（村上重良））。

大正 15 年に制定された国葬令（大正 15 年勅令第 324 号）においては、天皇、太皇太后、皇太后、皇后の大喪の儀、皇太子、同妃、皇太孫、同妃、摂政たる親王、内親王、王、女王の葬儀のほか、国家に偉功ある者（皇族含む。）が薨去又は死去した場合における特旨による国葬が定められていた（特旨は勅書をもってし、内閣総理大臣が公告）。

※ 岩倉具視、島津久光、伊藤博文、大山巖、山県有朋、松方正義、東郷平八郎、西園寺公望、山本五十六など、皇族 8 名・一般人 12 名について、特旨により国葬を実施。

(2) 国葬令第 4 条において、葬儀を行う当日は、「国民喪ヲ服ス」こととされており、これに基づき、官庁・学校は休みとなり、歌舞音曲は停止又は遠慮、全国民は喪に服し、国葬を厳粛に送ることとされていた。

(3) 国葬令は、法律を以て規定すべき事項を規定するものであったことから、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和 22 年法律第 72 号）第 1 条の規定により、昭和 22 年末に失効した。

2 戦後における内閣総理大臣経験者の葬儀

(1) 戦後の内閣総理大臣経験者の葬儀に関する内閣（国）の関与については、当該者の功績、大方の国民の心情や御遺族のお気持ち等々を総合的に勘案して、個々のケース毎に相応しい方法がとられている。

(2) 具体的には、内閣（国）が関与した葬儀の形式としては、

- ① 国の儀式として行う国葬儀
- ② 内閣の行う儀式として行う内閣葬がある。

(3) その執行者について、過去の実施実績を見ると、国葬儀は国が単独の執行者となっているのに対し、内閣葬については、内閣に加えて、自由民主党、衆議院等と合同で行われている。費用負担については、自由民主党と合同で行われる場合（内閣葬）には、自由民主党と概ね折半している。

※ なお、御遺族が公費での葬儀を固く辞退され、葬儀の実施に内閣（国）が関与しなかったこともある（海部元総理）。

3 閣議決定を根拠として国葬儀を行うことについて

(1) 過去、国葬儀の形式で実施された昭和42年10月の吉田元総理の葬儀については、閣議決定を根拠として行われた。

(2) この点については、

① 国の儀式を内閣が行うことについては、行政権の作用に含まれること

② 国家の賓客として、国の費用で接待（皇居での歓迎行事や宮中晩餐等を実施）される国賓の招致決定についても、行政権に属するものとして、閣議決定により行われていること

③ また、現行の内閣府設置法においては、「国の儀式に関する事務に関すること」が明記されており（内閣府設置法（平成11年法律第89号））第4条第3項第33号）、国葬儀を含む「国の儀式」の執行は、行政権に属することが法律上明確となっていること

④ 国費をもって国の事務として行う葬儀を、将来にわたって一定の条件に該当する人について、必ず行うこととするものではないこと

から、閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能であると考えられる。

(参考1) 参照条文

○ 国葬令（大正15年10月12日勅令第324号）

第一條 大喪儀ハ國葬トス

第二條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃及攝政タル親王内親王王女王ノ喪儀ハ國葬トス但シ皇太子皇太孫七歳未満ノ殤ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三條 國家ニ偉功アル者薨去又ハ死亡シタルトキハ特旨ニ依リ國葬ヲ賜フコトアルヘシ

ニ 前項ノ特旨ハ勅書ヲ以テシ内閣總理大臣之ヲ公告ス

第四條 皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ヲ行フ当日廢朝シ國民喪ヲ服ス

第五條 皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ノ式ハ内閣總理大臣勅裁ヲ經テ之ヲ定ム

○ 昭和二十二年法律第七十二号（日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律）

第一条 日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定で、法律を以て規定すべき事項を規定するものは、昭和二十二年十二月三十一日まで、法律と同一の効力を有するものとする。

○内閣府設置法（平成11年法律第89号）

(所掌事務)

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。（以下略）

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十二 (略)

三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

三十四 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること

三十五～六十二 (略)

(参考2) 故吉田 茂の葬儀の執行について (昭和42年10月23日閣議決定)

- 1 葬儀は、国において行ない、故吉田 茂国葬儀と称する。
- 2 葬儀に関する事務をつかさどらせるため、葬儀委員長、同副委員長及び同委員を置く。
葬儀委員長は内閣総理大臣とし、同副委員長及び同委員は内閣総理大臣が委嘱する。
- 3 葬儀は、昭和42年10月31日日本武道館において行なう。
- 4 葬儀のため必要な経費は、国費で支弁する。

(参考3) 国賓及び公賓並びに公式実務訪問賓客の接遇について (昭和59年3月16日閣議決定)

近年の国際関係の緊密化に伴い、外国に賓客の来日が頻繁となっていることにかんがみ、これらの賓客を適切に接遇するため、国賓及び公賓並びに公式実務訪問賓客の接遇について、次のように定める。

- 1 外国の元首又はこれに準ずる者を招へいする場合には、これを国賓として接遇することができるものとし、国賓として接遇することについては、外務大臣が宮内庁長官と連絡の上、その請議により閣議において決定する。
- 2～7 略

【別紙 3】

令和4年7月14日

内閣官房・内閣府

安倍元総理大臣の葬儀の形式について

1 過去の例

安倍元総理と同じく大勲位菊花大綬章頸飾を授かったのは、吉田茂、佐藤栄作、中曽根康弘の3名。それぞれ、吉田茂＝国葬儀、佐藤栄作＝国民葬儀、中曽根康弘＝内閣・自由民主党合同葬儀の形式で実施。

このほか、政府が関与した葬儀は8例あり、三木武夫＝衆議院・内閣合同葬（衆議院議員在職50年で衆議院葬の資格あり）、ほかの7例（大平・岸・福田・小淵・鈴木・橋本・宮澤）は内閣・自由民主党合同葬で実施された。

※海部元総理のように、ご遺族のご意向により辞退されたケースもある。

2 国葬儀を政府が決定すること（内閣法制局も了解）

- ① 国の儀式を内閣が行うことについては、行政権の作用に含まれること
- ② また、現行の内閣府設置法においては、「国の儀式に関する事務に関すること」が明記されており、国葬儀を含む「国の儀式」の執行は、行政権に属することが法律上明確となっていること
- ③ 国葬令のような国民一般に喪を服することを強制するような取扱いをしない場合には、法的根拠を与えるための立法行為は必要ないことから、閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能。

※ 国家の賓客として、国の費用で接待（皇居での歓迎行事や宮中晩餐等を実施）される国賓の招致決定についても、行政権に属するものとして、閣議決定により行われている。

3 安倍元総理の場合

令和4年7月8日に逝去された安倍元総理については、

- ① 憲政史上最長となる8年8か月にわたり、卓越したリーダーシップと実行力をもって、厳しい内外情勢に直面する我が国のために、内閣総理大臣の重責を担ったこと
- ② 東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績を様々な分野で残され、国際社会における評価も高いこと
- ③ こうした評価もあり、外国首脳を含む国際社会から極めて多くの弔意が寄せられていること
- ④ 民主主義の根幹たる選挙が行われている中、突然の蛮行により逝去されたものであり、国民の間に哀悼・追悼の意が広がっていること

に鑑み、国が執行者となり、全額国費で行われる国葬儀（＝吉田元総理の例）の形式で実施することが適当であると考えられる。

【別紙4】

岸田総理記者会見（令和4年7月14日）（抄）

今回の選挙では、遊説中の安倍元総理が卑劣な暴力により命を落とされるという衝撃的な事件が起こりました。改めて、安倍元総理に哀悼の誠（まこと）をささげます。

安倍元総理におかれては、憲政史上最長の8年8か月にわたり、卓越したリーダーシップと実行力をもって、厳しい内外情勢に直面する我が国のために内閣総理大臣の重責を担ったこと、東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績を様々な分野で残されたことなど、その御功績は誠にすばらしいものであります。

外国首脳を含む国際社会から極めて高い評価を受けており、また、民主主義の根幹たる選挙が行われている中、突然の蛮行により逝去されたものであり、国の内外から幅広い哀悼、追悼の意が寄せられています。

こうした点を勘案し、この秋に国葬儀の形式で安倍元総理の葬儀を行うことといたします。国葬儀を執り行うことで、安倍元総理を追悼するとともに、我が国は、暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意を示してまいります。あわせて、活力にあふれた日本を受け継ぎ、未来を切り拓いていくという気持ちを世界に示していきたいと考えています。

【別紙 5】

故安倍晋三の葬儀の執行について

〔令和 4 年 7 月 2 2 日〕
閣 議 決 定

- 1 葬儀は、国において行い、故安倍晋三国葬儀と称する。
- 2 葬儀に関する事務をつかさどらせるため、葬儀委員長、同副委員長及び同委員を置く。
葬儀委員長は内閣総理大臣とし、同副委員長及び同委員は内閣総理大臣が委嘱する。
- 3 葬儀は、令和 4 年 9 月 2 7 日（火）、日本武道館において行う。
- 4 葬儀のため必要な経費は、国費で支弁する。

故安倍晋三の葬儀の執行について

令和四年七月二十二日（金）閣議
内閣総理大臣発言要旨

先程決定された故安倍晋三元総理の葬儀に際しては、葬儀委員長は内閣総理大臣が務め、葬儀副委員長は内閣官房長官に、また、葬儀委員は、各国務大臣、内閣官房副長官、森昌文内閣総理大臣補佐官、内閣法制局長官、内閣府副大臣、内閣府大臣政務官及び内閣府事務次官にお願いする。

【別紙 7】

故安倍晋三国葬儀における葬儀実行幹事会の設置について

〔 令和 4 年 7 月 2 2 日 〕
〔 葬 儀 委 員 長 決 定 〕

故安倍晋三国葬儀の執行に関する細部の事務を処理するため、葬儀実行幹事会を設置し、同幹事会に首席幹事及び幹事を置く。

【別紙 8】

故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会名簿

葬儀実行幹事会

首席幹事
幹事

内閣総理大臣補佐官	森	昌	文
内閣官房副長官補	藤井	健	志
内閣官房内閣総務官	松田	浩	樹
内閣官房内閣審議官	出口	和	宏
内閣府大臣官房長	原	宏	彰
内閣府大臣官房審議官	原	典	久
内閣府大臣官房政府広報室長	中田	昌	和
兼内閣官房内閣審議官			
デジタル庁統括官	富安	泰一	郎
復興庁統括官	角田		隆
宮内庁長官官房審議官	古賀	浩	史
警察庁長官官房長	小島	裕	史
警察庁警備局長	櫻澤	健	一
金融庁総括審議官	石田	晋	也
消費者庁次長	黒田	岳	士
総務省大臣官房長	今川	拓	郎
消防庁次長	澤田	史	朗
法務省大臣官房長	松本		裕
外務省大臣官房長	石川	浩	司
外務省大臣官房儀典長	志野	光	子
財務省大臣官房長	青木	孝	徳
文部科学省大臣官房長	矢野	和	彦
厚生労働省大臣官房長	山田	雅	彦
厚生労働省医政局長	榎本	健	太郎
農林水産省大臣官房長	渡邊		毅
経済産業省大臣官房長	藤木	俊	光
国土交通省大臣官房長	宇野	善	昌
国土交通省航空局長	久保田	雅	晴
海上保安庁次長	瀬口	良	夫
環境省大臣官房長	鏈水		洋
防衛省大臣官房長	芹澤		清

【別紙 9】

故安倍晋三国葬儀事務局の設置に関する訓令

〔 令和 4 年 7 月 22 日
内閣府訓令第 23 号 〕

(設置)

第 1 条 内閣府大臣官房に、故安倍晋三国葬儀事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 事務局は、故安倍晋三国葬儀の開催に必要な事務を行う。

(組織)

第 3 条 事務局に、事務局長、事務局次長、参事官及び所要の局員を置く。

2 事務局長は、事務局の事務を掌理する。

3 事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

4 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。

(企画官)

第 4 条 事務局に、企画官を置くことができる。

2 企画官は、命を受けて、特定事項の調査、企画及び立案を行う。

(関係部局等の協力)

第 5 条 事務局は、任務を遂行するに当たって、関係する他の部局等の協力を得るものとする。

(補則)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、事務局の内部組織に関し必要な事項は、大臣官房長が定める。

附 則

この訓令は、令和 4 年 7 月 22 日から施行する。

【別紙 10】

故安倍晋三国葬儀事務局内部組織規則

〔令和4年7月22日〕
大臣官房長決定

(総則)

第1条 故安倍晋三国葬儀事務局（以下「事務局」という。）の内部組織については、法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(室員)

第2条 事務局に、局員として、参事官補佐及び主査を置く。

2 参事官補佐は、命を受けて、参事官の職務遂行を補佐する。

3 主査は、命を受けて、参事官の職務を助け、担任の事務を処理する。

附 則

この決定は、令和4年7月22日から施行する。

【別紙 11】

日本経済団体連合会夏季フォーラムにおける
岸田総理講演（令和4年7月22日）（抄）

安倍元総理の今回の御逝去について、我々も大変大きな衝撃を受けたわけですが、御承知のとおり、9月27日に武道館で国葬儀、いわゆる国葬を執り行うことといたしました。

8年8か月という憲政史上最長期間、内閣総理大臣の重責を担われたこと、また、在任期間中に、内外に赫赫（かくかく）たる業績を残されたこと、国内のみならず、海外から極めて高い評価が寄せられていること、そして、その安倍元総理に対し、国の内外から、幅広く弔意が寄せられていること。これにつきましては、例えば、アメリカの上院においては、追悼の決議を全会一致で採択していただいた。また、インドにおきましても、政府として弔意を決定する、こうしたことを行ってくれていること。さらには、オーストラリアにおいては、オペラハウスを始めとする国内のランドマークを白と赤でライトアップする形で弔意を示すなど、世界各国が様々な弔意を示してくれている。こういったことについても、功績あるいは評価、また弔意の現れとして、強く印象深く思うところでございます。さらには、今回、民主主義の根幹たる選挙の最中に、卑劣な暴力により命が奪われたことも、重く受け止めなければなりません。

こうした状況を踏まえて、国葬儀を執り行うことといたしました。これについては、様々な意見があることも承知しておりますが、引き続き丁寧に説明し、できるだけ多くの国民の皆さんに納得していただき、国葬を行っていきたいと思っております。

【別紙 12】 資料 1 は別紙 7 を、資料 2 は別紙 8 を参照

故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会
議 事 次 第

日 時：令和 4 年 7 月 2 8 日（木）
1 3 : 3 0 ~
場 所：総理大臣官邸小ホール（2階）

【議事】

- ・開会
- ・首席幹事挨拶
- ・資料説明、質疑応答
- ・閉会

（配布資料）

- 資 料 1 故安倍晋三国葬儀における葬儀実行幹事会の設置について
資 料 2 故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会名簿
資 料 3 故安倍晋三元総理の葬儀について
資 料 4 「故中曽根康弘」内閣・自民党合同葬儀の流れ

故安倍晋三元総理の葬儀について

1. 葬儀の主催者 国
2. 葬儀の名称 故安倍晋三国葬儀
3. 葬儀の日程 令和4年9月27日（火）
4. 葬儀の場所 日本武道館
5. 葬儀委員長 内閣総理大臣
6. 葬儀形式 無宗教形式
7. 葬儀の費用 国費

「故中曽根康弘」内閣・自民党合同葬儀の流れ

日時：令和2年10月17日（土）午後2時

場所：グランドプリンスホテル新高輪国際館パミール

- 一、 御遺骨式場到着 14:00
- 一、 開式の辞 葬儀副委員長（内閣官房長官）
- 一、 黙とう
- 一、 追悼の辞 葬儀委員長（内閣総理大臣）
衆議院議長
参議院議長
最高裁判所長官
友人代表
- 一、 天皇皇后両陛下お使御拝礼
- 一、 上皇上皇后両陛下お使御拝礼
- 一、 御供花 皇族各殿下
- 一、 献花 葬儀委員長
喪主
御遺族
衆議院議長
参議院議長
最高裁判所長官
友人代表
葬儀副委員長
元自由民主党総裁
衆議院副議長
参議院副議長
国務大臣（葬儀委員）
各党代表
外国人参列者（代表）
- 一、 御遺骨お見送り 15:05
その他の参列者による献花

【別紙 13】

故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 議事概要

日 時：令和4年7月28日（木）13：30～
場 所：総理大臣官邸小ホール（2階）

（原内閣府大臣官房長）

- 7月8日に逝去された故安倍晋三元総理の国葬儀については、令和4年9月27日（火）、日本武道館で執り行う旨、先週22日、閣議決定された。これを踏まえ、葬儀実行幹事として御協力をいただく皆さんにお集まりいただいた。葬儀当日までの約2か月、様々なお願いをすることとなる。御理解・御協力の程、よろしく願いたい。また、葬儀当日についても、特段の御協力を賜りたい。

（森昌文内閣総理大臣補佐官）

- 本日は、故安倍晋三元総理の国葬儀の準備に速やかに着手するため、閣議決定を踏まえ、葬儀実行幹事の皆様にお集まりいただいた。安倍元総理は、憲政史上最長の8年8か月にわたり、卓越したリーダーシップと実行力をもって、厳しい内外情勢に直面する我が国のために内閣総理大臣の重責を担ったこと、東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績を様々な分野で残されたことなど、その御功績は誠にすばらしいものであること、外国首脳を含む国際社会から極めて高い評価を受けていること、民主主義の根幹たる選挙が行われている中、突然の蛮行により逝去され、国の内外から幅広い哀悼、追悼の意が寄せられていること、こうした点を勘案し、国葬儀を執り行うこととした。
- 国葬儀の開催は故吉田茂元総理以来となるが、過去の前例も参考にしつつ、御遺族の御意向なども踏まえ、厳粛かつ心のこもった国葬儀となるよう、鋭意準備を進めていきたい。
- 今回は、外国の要人も含め多数の参列者が見込まれている。また、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえる必要がある。9月27日の葬儀当日まで、短期間での作業になるが、準備に遺漏なきよう、万全の対応をお願いしたい。

（藤井内閣官房副長官補）

- 国葬儀の実施に当たっては、先日（7/22）の閣議で官房長官より、「無宗教形式で、かつ、簡素、厳粛に行うこととする」旨の御発言があった。こうした趣旨に則り、国葬儀を執り行うことということになる。

- 特に、その費用については、国費の使い方が注目を浴びている中、きちんと説明の出来るものを計上する必要がある。関係省庁においては、費用の内容、その必要性をしっかりと精査していただきたい。
- 警備や弔問外交に掛かる費用などへの支出は必ず必要となるが、説明できる内容とすることは当然。これらの費用に、予備費なのか、当面は既定予算のやり繰りでやっていくのかを判断していく必要がある。それらについては、別途判断していく。
- 各省庁個別に財政当局に説明等に行く前に、必ず国葬儀事務局を通すこととし、早期に事務局に対して費用の具体的な内容等についてよく説明してもらいたい。

(原内閣府大臣官房審議官)

資料 1～4 について説明

(警察庁警備局長)

- 警察庁では7月22日、次長を長とする「故安倍晋三国葬儀警備対策推進室」を設置して準備を進めている。御臨席になる皇室の方々や国内外要人の安全の確保、国葬儀の安全かつ円滑な進行、国際テロ、サイバー攻撃等の不法行為の未然の防止等を安倍元総理に対する銃撃事件の検証を踏まえてしっかりと対応したい。
- 我が国をめぐる情勢として、国際テロ、サイバー攻撃、右翼、極左等への配慮が必要であるほか、今回の銃撃事件にもあったとおり過激行動を引き起こす可能性のある特定の組織に属さない者についても注意をするようにと考えている。
- 国葬儀は東京で執り行われることから、国民の御理解と御協力を得ながら、警備対策及び交通対策等を講じなければならないと考えており、これらの完遂のため、関係省庁と一層の連携を図りたい。

(外務省大臣官房儀典長)

- 外国要人等の参列に関しては、22日の閣議決定後、我が国が外交関係を有する国等に対し、日時や場所等、安倍元総理の国葬儀にかかる情報の通報を行った。併せて、海外からの国葬儀への参列者に対する接遇等に遺漏なきを期するため、石月英雄アジア大洋州局参事官を事務局長とした「故安倍晋三国葬儀準備事務局」を同日外務省内に設置した。
- 今後、本事務局を中心として、国葬儀に向けて外務省としても着実に準備を進めていく。

(以上)